

国営かんがい排水事業（公共）

【116, 327(116, 798) 百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設の老朽化が急速に進行しており、耐用年数を超過した施設は年々増加し、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫を活かしながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

(採択要件)

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあつては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあつては 100ha以上）

〔国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75％、沖縄・奄美 90％
事業実施主体：国〕

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-2206)]

国営耐震対策一体型かんがい排水事業（公共）[新規] 【国営かんがい排水事業 116, 327(116, 798) 百万円の内数】

対策のポイント

老朽化した農業水利施設の更新等に併せて、防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震化整備を一体的に実施します。

<背景／課題>

- ・食料の安定的な生産の基礎となる基幹的農業水利施設の相当数は、戦後集中的に整備されてきたことから急速に老朽化が進行しており、これら施設の適時適切な更新等を着実に推進していく必要があります。
- ・一方で、道路や鉄道など重要インフラや住宅との近接部等の農業水利施設については地震により損壊した場合に二次被害を及ぼすおそれがあることから、施設の耐震対策が求められています。
- ・このような状況を踏まえ、農業水利施設の耐震対策を円滑かつ効率的に推進するため、老朽化した農業水利施設の更新等を行う際に、防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震化整備を一体的に実施します。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>

安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、ダム、頭首工、用排水路、排水機場等の整備を行います。

この際、防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない農業水利施設の耐震化整備を一体的に実施することで、二次被害の未然防止と農業生産性の維持・向上を図ります。

<採択要件>

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあっては100ha以上）
（必要な耐震性を有していない重要な農業水利施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上）

〔 国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75％、沖縄・奄美 90％
事業実施主体：国 〕

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-6744-2206）]

国営耐震対策一体型かんがい排水事業[新規]

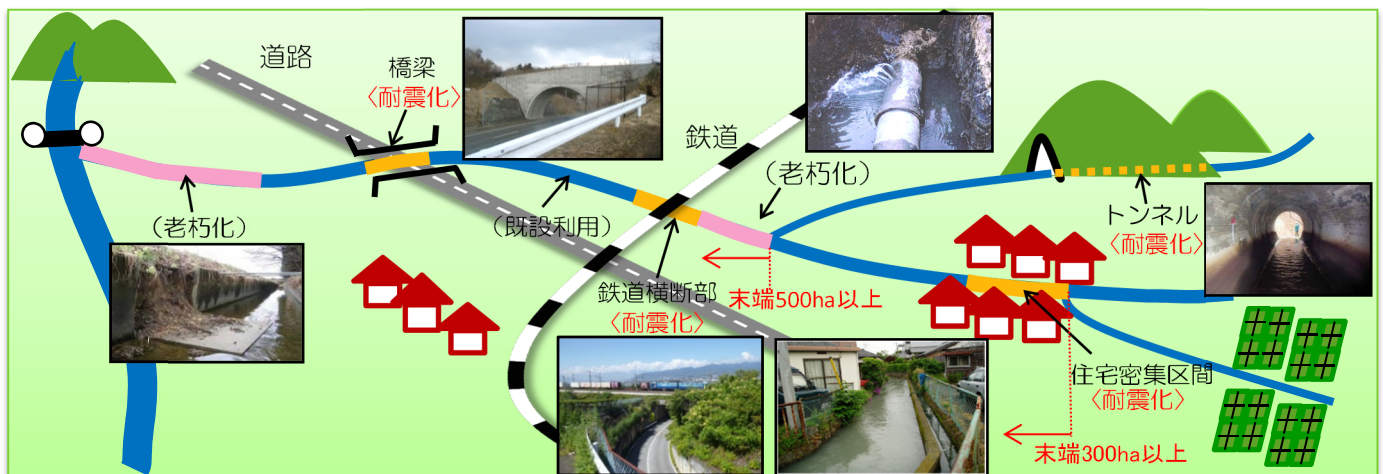
背景

- 我が国の農業生産を支える大規模な農業水利施設のうち、地震により損壊した場合に二次被害を及ぼすおそれのある施設については、早急に耐震対策を講ずることが求められているところ。
- これら施設の耐震化整備については、国営かんがい排水事業と国営総合農地防災事業により対応してきたが、両事業については、農業水利施設の整備を行う点では共通しているものの、現行制度では事業目的や末端支配面積の要件を異にしており、同一の地域において両事業の目的を同時に達成しようとする場合には、別々の事業計画の策定や予算管理が必要となり、事業を効率的に執行できないことが課題。

老朽化対策と耐震対策の実施を一体的に行う制度の創設

事業内容

かんがい排水事業による農業水利システムの更新に併せ、防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設に対する耐震化整備を一体的に実施。



老朽化・機能向上対策と耐震対策を一体的に実施

老朽化・機能向上対策

- 内容
農業用排水施設の新設又は変更（老朽化対策や機能向上対策等）
 （国営かんがい排水事業
 国営施設機能保全事業
 国営施設応急対策事業
 に同じ）
- 末端支配面積：500ha以上



耐震対策

- 内容
以下のいずれかに該当する施設の耐震化整備
 ア 人命・財産等への影響が大きい施設
 イ 避難・救護活動への影響が大きい施設
 ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
 （国営総合農地防災事業に同じ）
- 末端支配面積：300ha以上



広域基盤整備管理計画調査（公共）

【1, 097（781）百万円】

対策のポイント

地域農業の振興と基幹的農業水利施設の整備・更新の円滑な実施を図るため、大規模かつ優良な農業地域の調査を行います。

<背景／課題>

- ・我が国の食料生産力の確保を図るためには、その中核的な役割を果たしている優良な農業地域において、食料生産の基盤である基幹的農業水利施設の計画的な整備・更新を進め、地域の有する食料供給力を十分に発揮させていくことが重要です。
- ・このため、①地域の農業情勢の変化に伴う国営等完了地区の水利や施設管理等に関する課題を把握し、その対策手法を検討すること、②公共事業の一層の効率的な実施や透明性の確保を図る観点から、事後評価を実施すること、③基幹的水利施設の計画的かつ機動的な整備・更新を行うための「広域基盤整備計画」を策定すること等により、地域農業の振興と基幹的農業水利施設の整備・更新の円滑な実施を図ります。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>

1. 広域基盤整備計画調査

基幹的農業水利施設に関する長寿命化計画、広域農業地域内の水利用計画、環境・景観配慮基本方針等からなる「広域基盤整備計画」を策定します。

また、補修・更新時期の最適化や適時の計画見直しを行うとともに、関係者の合意形成の円滑化を図るため、基幹的農業水利施設の点検・診断の結果等をデータベース化し、国、地方公共団体、土地改良区等において施設情報の蓄積・共有・可視化を行います。

2. 農業基盤整備管理調査

(1) 広域農業基盤整備管理調査

地域の農業基盤に関する情報収集、国営等完了地区の課題の把握、更新事業の必要性等の対策手法について検討を行います。

(2) 事後評価調査

事業完了後概ね5年を経過した国営等完了地区について、事業実施による効用の評価を行うとともに、事後評価手法の検討等を実施します。

(3) 国営造成施設緊急整備対策調査

更新整備の緊急度が高い国営造成施設を把握し、国営造成土地改良施設整備事業等の実施に向けた調査、検討を実施します。

（ 国庫負担率：10／10
事業実施主体：国 ）

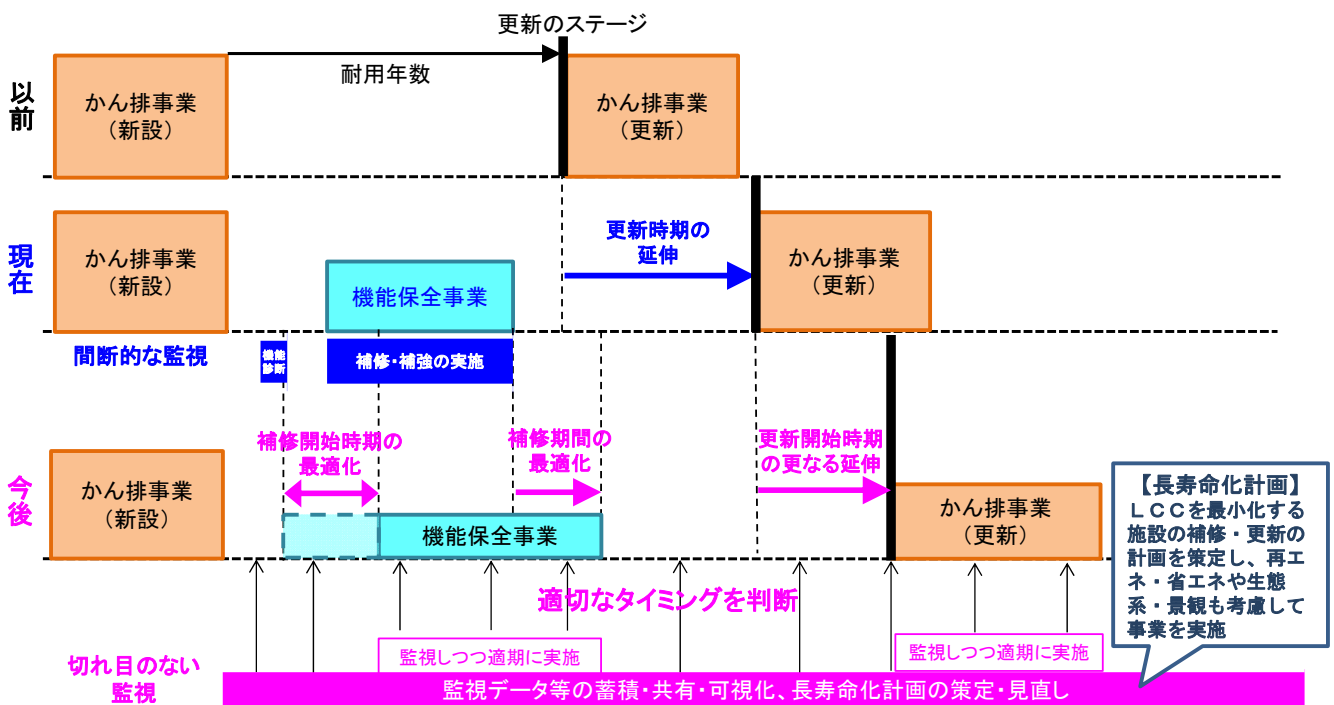
[お問い合わせ先：農村振興局設計課 （03-3502-4167）]

広域基盤整備計画調査の拡充

背景

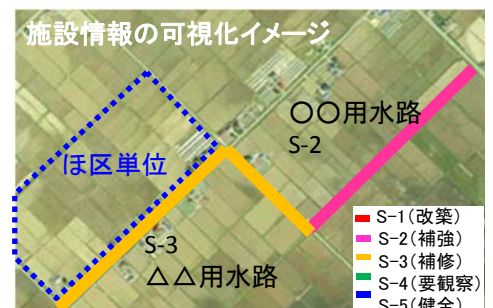
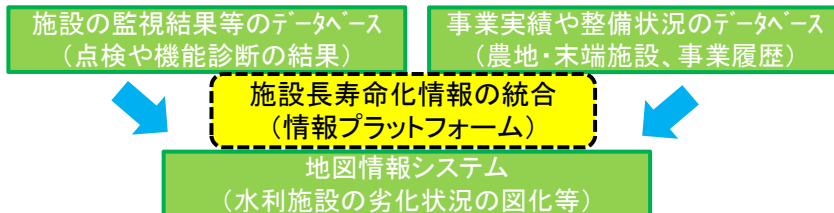
- 基幹的農業水利施設については、耐用年数を超過する施設が全体の2割に及んでおり、10年後には3割に増加するなど老朽化の進行が著しく、施設の長寿命化や更新を着実に推進する必要。
- このため、大規模かつ優良な農業地域において、基幹的農業水利施設の長寿命化対策や更新整備を検討する広域基盤整備計画調査において、施設監視を強化しつつ、点検・診断の結果等をデータベース化し、**施設情報の蓄積・共有・可視化**を図るとともに、**長寿命化計画策定を加速化**。
- これにより、最新の情報に基づいた**補修・更新時期の最適化**や**適時の計画見直し**を行うとともに、**関係者の合意形成を円滑化**。

- 施設管理者や受益農業者の理解を得つつ、**必要最小限の補修・更新により施設を長寿命化**（施設の監視を強化しつつ補修・更新を適期に行うことでライフサイクルコストを抑制）



施設情報の蓄積・共有・可視化

- ・ 既存データベースの情報を地図情報システムに結合し、監視データ（機能診断や管理者等が行う定期点検結果）等の施設情報の蓄積・共有・可視化を図るための情報プラットフォームを構築



長寿命化計画策定の加速化

- ・ 最新の情報に基づき補修・補強や更新整備の実施時期を最適化するため、長寿命化計画の策定・見直しを効率的に実施。長寿命化計画未策定の地域の計画策定を加速化。
- ・ 可視化された情報を活用し、関係者との合意形成を円滑に実施。
- ・ 監視データを活用し、事故発生を予防するとともに、突発事故に迅速に対応。

国営農地再編整備事業（公共）

【16,920（13,960）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入等を推進することが重要です。
- ・一方、農地の整備が立ち遅れている地域では、ほ場条件の悪さから農地集積が円滑に進まず、高齢農家の離農等により耕作放棄が広域的に進行するおそれがあります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

（採択要件）

- ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
- ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率50%以上かつ集積増加率30%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
- ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備

（採択要件）

- ・中山間地域等であること
- ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

（国庫負担率：内地2／3、北海道75%）
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

国営総合農地防災事業（公共）

【16, 101(16, 320) 百万円】

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上(平成28年度)

<主な内容>

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

(採択要件)

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 受益面積（基本） | 3,000ha以上 |
| ② 末端支配面積（基本） | 300ha以上 |

〔国庫負担率：農林水産省2／3、北海道75％〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【32,417（32,417）百万円】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を、農地中間管理機構とも連携しつつ実施します。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>（下線部は平成25年度補正予算以降の拡充内容）

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、または農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

（主な工種）

- ・区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

（主な採択要件（経営体育成型））

- ・担い手への農地集積率：50%以上
- ・受益面積：20ha以上（中山間地域は10ha以上）

（主な附帯事業）

- ・実施計画 原則1年（農地集積率を80%以上とする地域の場合は原則2年）
- ・農業経営高度化促進事業（促進費）

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%（最大12.5%*）を交付

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合。

2. 草地畜産基盤整備

3. 水利施設整備

（補助率：50%等
事業実施主体：都道府県等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農業競争力強化基盤整備事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

工 種:計画策定
(農地整備計画の助成期間:1年→2年)
補 助 率:50%

②整備事業

工 種:農地整備事業
水利施設整備事業
草地畜産基盤整備事業
附帯事業:中心経営体農地集積促進事業
(限度額:事業費の7.5%→12.5%)
補 助 率:50%等



- 事業実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区
- 対象事業: 都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- 助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。

2. 実施要件

- ① 農地整備 受益面積20ha以上(中山間地域においては10ha以上)
農地集積率50%以上
- ② 水利施設整備 受益面積200ha以上
- ③ 草地畜産基盤整備 受益面積200ha以上 等

3. 実施主体

- ・都道府県等